第明治三二十種十五郵年三月物三十一認可日

C_{24} ＝ 0.030
C_{25} ＝ 0.030
C_{26} ＝ 0.023
C_{27} ＝ 0.022
C_{28} ＝ 0.0012
C_{29} ＝ 0.0011
C_{30} ＝ 0.00105

算式ＸⅨ

$$\frac{\sum_{n=26}^{30}(B_n \times C_n)}{533\text{ 円}\times A}$$

算式ＸⅨの符号

A　測定単位の数値

B_n　奄美群島振興交付金事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

C_{26} ＝ 0.023
C_{27} ＝ 0.022
C_{28} ＝ 0.0012
C_{29} ＝ 0.0011
C_{30} ＝ 0.00105

算式ＸＸ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.475}{533\text{ 円}\times A}$$

平成 28 年熊本地震による災害に係る歳入欠かん債については、$\alpha \times$ 0.475 が 0.750 に満たないときは 0.750 とする。

また、平成 28 年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成 28 年熊本地震による災害に係るものを除く。）については、$\alpha \times$ 0.475 が 0.570 に満たないときは 0.570 とする。

ただし、それぞれの災害について、同意等年度ごとに算出し、合算することとする。

算式ＸＸの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 102 条

C_{24} ＝ 0.030
C_{25} ＝ 0.024
C_{26} ＝ 0.023
C_{27} ＝ 0.002
C_{28} ＝ 0.0012
C_{29} ＝ 0.0011

算式ＸⅨ

$$\frac{\sum_{n=26}^{29}(B_n \times C_n)}{560\text{ 円}\times A}$$

算式ＸⅨの符号

A　測定単位の数値

B_n　奄美群島振興交付金事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

C_{26} ＝ 0.023
C_{27} ＝ 0.002
C_{28} ＝ 0.0012
C_{29} ＝ 0.0011

算式ＸＸ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.475}{560\text{ 円}\times A}$$

平成 28 年熊本地震による災害に係る歳入欠かん債については、$\alpha \times$ 0.475 が 0.750 に満たないときは 0.750 とする。

また、平成 28 年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成 28 年熊本地震による災害に係るものを除く。）については、$\alpha \times$ 0.475 が 0.570 に満たないときは 0.570 とする。

ただし、それぞれの災害について、同意等年度ごとに算出し、合算することとする。

算式ＸＸの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 102 条